

富山県事業持続月次支援金

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなか、8月20日には本県に「まん延防止等重点措置」が適用され、外出自粛要請や飲食店等への時短要請により、厳しい経営環境に置かれている県内事業者の事業継続や立て直しを支援するため、国「月次支援金」の対象となる中小企業、個人事業者等に対し支援金を上乗せで支給するもの。

2 事業内容

【対象事業者】

国の月次支援金の給付要件を満たし、国から当該支援金の給付決定を受けた県内事業者
→ 次の①と②を満たせば業種や地域を問わず給付対象となり得る。

① まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

※ 時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること又は地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

② 月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

※ ただし、時短要請に係る富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）の支給対象となっている飲食事業者は対象外

【給付内容】

令和3年度8月分、9月分についてそれぞれ申請が可能。

※ 県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）との併給可能。ただし、当該給付金の受給月に係る県事業持続月次支援金の額は、当該給付金受給額を控除（下記金額を限度）した額

(1) 一般事業者（酒類販売事業者以外）

国の月次支援金給付額の1/2

中小企業等 上限10万円/月

個人事業者等 上限5万円/月

(2) 酒類販売事業者

国の月次支援金給付額と同額

ただし、月間売上額の減少割合に応じて給付上限額を増額

具体的には、①と②のいずれか小さい額を支給

① 中小企業等 △50%以上70%未満 上限20万円/月

△70%以上90%未満 上限40万円/月

△90%以上 上限60万円/月

個人事業者等 △50%以上70%未満 上限10万円/月

△70%以上90%未満 上限20万円/月

△90%以上 上限30万円/月

② 国の月次支援金制度における売上減少額から国の月次支援金給付額を控除した額

3 申請方法 オンライン又は郵送（原則）

4 申請時期 令和3年10月中旬～令和4年1月末（予定）

5 想定件数 1,700事業者（申請（8・9月分）2,600件）